

令和 3年10月13日

(株) 東北ターボ工業

生内 一品 殿

東北地方整備局長 稲田 雅裕



一般 建設業の許可について(通知)

令和 3年 9月 6日付けで申請のあった一般建設業については、建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

なお、岩手県知事 に係る許可については、建設業法第9条第1項の規定により、この許可をもってその効力を失ったので、念のため申し添える。

記

許 可 番 号 国土交通大臣 許可(般-3) 第 28299号
許可の有効期間 令和 3年10月13日から 令和 8年10月12日まで
建設業の種類

土木工事業
大工工事業
石工事業
電気工事業
タイル・れんが・ブロック工事業
舗装工事業
塗装工事業
内装仕上工事業
解体工事業

建築工事業
とび・土工工事業
屋根工事業
管工事業
鋼構造物工事業
しゅんせつ工事業
防水工事業
水道施設工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 令和 8年 9月 12日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)